



ハス

YKSS

マネジメ
ンツ
ニ
ュ
ー
ス

編集発行人

横田税務会計事務所

〒143-0022
大田区東馬込1-12-12
TEL 3775-1048 FAX 3775-1156
URL <http://www.kaikai.info>
中国進出企業コンサル部門
株式会社ビジネスコンサルタンツ

7月

(文月) JULY

20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

ワンポイント 窓の改修がポイントとなる
住宅リフォーム減税

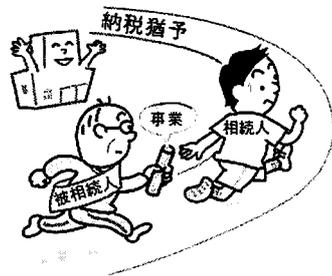
居住用家屋に対して省エネ改修工事を行った場合には、一定要件のもと所得税の税額控除の適用が受けられますが、全ての居室の窓全部の改修工事が必須となりますので、たとえば床断熱工事をする場合は、窓の改修工事と併せて行わないと減税が適用されません。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税(1月~6月分)の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 7月31日
- 地方税 / 固定資産税(都市計画税)第2期分の納付
市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料(概算・確定)申告書の提出・
(全期・1期分)の納付 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告(4月~6月分) 7月31日

事業承継税制

相続税等の
納税猶予制度の
創設等



平成二十一年度税制改正では、新設された事業承継税制で、非上場株式の八〇%相当額の相続税の納税猶予を認めることに加えて、一定の要件を満たした非上場株式の贈与に係る贈与税の納税猶予制度も創設されました。以下、ポイントを整理します。

1 取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継円滑化法）」の認定を受けた中小企業の後継者（経営承継相続人）が、自社株等（取引相場のない株式等）を相続等によって取得し、その会社を経営していく場合には、その中小企業の発

行済株式等（議決権株式等）の三分の二を上限として、自社株等に係る相続税額の八〇%相当額が当該後継者の死亡等の日までに納税が猶予されます。

この特例の適用を受けた場合は、経営承継円滑化法の認定有効期間（認定から五年間）内は毎年、その後は三年ごとに税務署長に所定の「継続届出書」を提出して納税猶予の要件が継続していることを明らかにする必要があるとあります。

(1) 納税猶予される税額
納税猶予される税額は、経営承継相続人が自社株等のみを取得するものとして計算した相続税額から、自社株等の二〇%のみを相続するものとして計算した相続税額を控除した差額の税額です。

(2) 猶予税額の免除
納税猶予された税額は、その適用を受けた経営承継相続人が死亡時まで当該自社株等を保有し続けた場合には、その全額が免除されます。

(3) 納税猶予の取消しと猶予税額の納付
認定有効期間（五年間）内に、認定取消事由が生じたときには、猶予税額の全額を相続税の法定申告期限からの利子税とともに納付しなければなりません。

また、五年経過後に当該自社株等を譲渡等した場合には、その譲渡株式等に対応する部分の猶予税額を利子税とともに納付することになります。

(4) 担保の提供
納税猶予の適用を受けるためには、原則として猶予対象となった株式等のすべてを担保として提供しなければなりません。

(5) 小規模宅地の減額特例との併用
この納税猶予の適用を受けた場合でも、小規模宅地等の相続税の課税価格の減額特例が適用できます。

(6) 特定同族会社株式等の減額特例等の廃止
従来の特同族会社の株式等の課税価格を一〇%減額する特例は、平成二十一年三月三十一日をもって廃止されました。

(7) 適用時期
平成二十年十月一日以後に開始した相続等について適用可能となります。

また、平成二十年十月一日から平成二十一年三月三十一日までに開始した相続で、被相続人の相続財産の中に非上場株式等があり、かつ、その被相続人がその非上場会社の代表者であった場合には、相続税の申告期限が平成二十二年二月一日まで延長されます。これは、納税猶予制度の適用を受けるかどうかにかかわらず延長されます。

2 取引相場のない株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

後継者が、先代経営者から経営承継円滑化法の認定を受けた中小企業の株式等を生前贈与された場合には、一定の条件の下でその贈与に係る贈与税の全額

を納税猶予する制度が創設されました。

(1) 適用要件等

この制度は、後継者が、経営承継円滑化法の認定を受けている会社の経営者であった親族から、その保有する株式等の全部を贈与され、その会社を営営していく場合に適用されます。

納税猶予の対象となる株式等は、贈与以前から後継者が保有していたものも含めてその会社の発行済株式等（議決権株式等）の三分の二に達するまでの部分です。

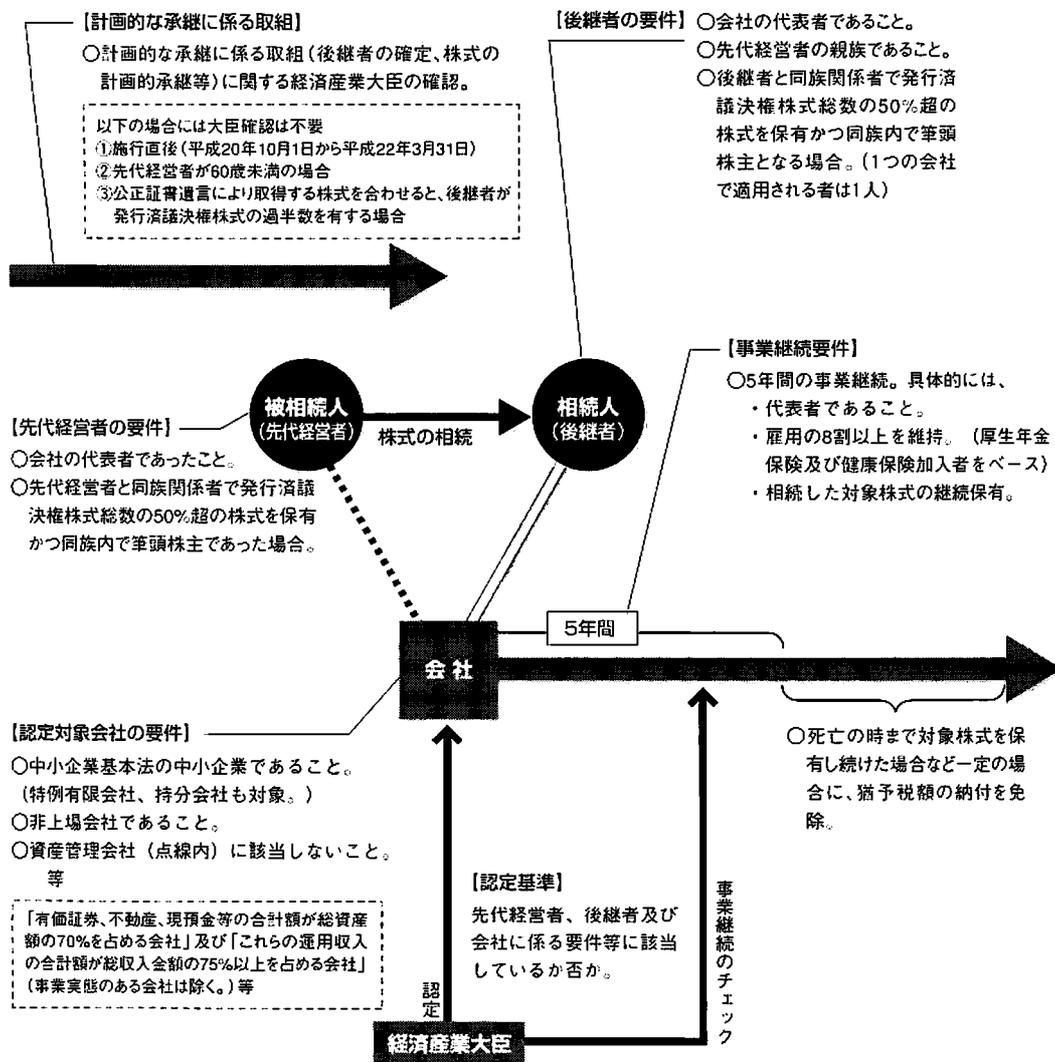
(2) 相続税の納税猶予との関係

贈与税の納税猶予の適用を受けた後に、贈与者が死亡した場合には、贈与された株式等は、贈与者から後継者が相続によって取得したものとみなされ、贈与時の時価で、他の財産と合算されて相続税額が計算されます。その際、経済産業大臣の承認を受けた場合は、相続税の納税猶予が適用されます。

(3) 適用時期

平成二十一年四月一日以後の贈与から適用されます。

事業承継税制と経営承継円滑化法



出所 経済産業省「平成21年度税制改正について」

